

令和3年第3回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月25日(木) 開会 午前 9時15分

2. 開催場所 入間市庁舎 B棟 5階 全員協議会室

3. 出席委員(12人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 4番 久保田勝

委員 1番 友野秀一 3番 吉川光彦 5番 池谷昭二

6番 田嶋正明 7番 増田恒治 8番 法師 励

9番 加藤敏夫 10番 中島伸吉 11番 宮岡幸江

4. 欠席委員(1人) 2番 平塚尚吾

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 7番 増田恒治 8番 法師 励

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定
について

議案第4号 農用地利用配分計画の案に係る農業委員会の意見について

議案第5号 入間市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動について

議案第6号 入間市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について

議案第7号 入間市農業委員会の農地利用最適化推進委員委嘱に関する要綱の一部を
改正する要綱について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行 堀井正信 太間雅嗣

野村雅紀 岩田孝三郎 中村郁夫

中村義男

清水裕司

宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 吉野 博明

主 幹 河西 多郎

9. その他の出席者

農業振興課主幹 新 宜之

農業振興課主任 長谷川 奈美

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員9名であります。農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第3回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、2番、平塚尚吾委員です。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、7番、増田恒治委員、8番、法師励委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第3号12番と13番は6番、田嶋正明委員が、当該事案の審議開始から終了まで退席させていただくことになります。

また、議案第4号につきましては、農地利用配分計画案に関わる案件であることから、農業振興課の職員に出席を求めています。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

本議案は、各担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに、当事者受人の氏名、筆数、合計面積、申請理由、摘要のみを読み上げるようお願いします。

なお、議事録における土地の表示等は、巻末に議案書を添付することで対応いたします。

それでは、1番を議題といたしたいと思います。

担当1番、友野秀一委員、説明願います。

○農業委員1番（友野秀一君）

1番、友野です。議案第1号の1番についてご説明申し上げます。なお、読み上げにつきましては一部省略をさせていただきます。

1号の1、譲受人、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、1,438平方メートル。申請理由、

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。
以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。
(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。
許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

○議長

全員賛成です。
本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。
次に、2番を議題といたします。
担当3番、吉川光彦委員、説明願います。

○農業委員3番(吉川光彦君)

3番、吉川です。議案第1号の2番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げについては一部省略をさせていただきます。

2番、申請人、〇〇〇。筆数、1筆。面積、711平方メートル。申請理由、申請人は農業経営の規模拡大を図るべく申請する。買受適格証明発行日、令和3年1月26日。最高価買受申出人決定日、令和3年2月18日。摘要、自113アール。

本件に関しては、3月20日に宮寺地区4人の委員で現地の確認をいたしております。本件は、1月26日日本農業委員会総会において、農地法3条の規定に係る競売の買受適格証明の議案が可決され、その後、競売が行われ、当事者、申請人、〇〇〇さんが最高価買受申出人となったものであります。1月の議案では、2人の買受適格証明の申請がありましたが、結果として〇〇さん1人ということになっております。〇〇さんは〇〇歳、〇〇〇で水稲1ヘクタール、野菜畑1反3畝を耕作する農家で、トラクター等各種農機具を所有しています。本件農地は、現在茶畑であり、引き続き茶畑として利用していく意向であります。周辺の農地への影響は特段ございません。

この件に関して、入間市農業委員長宛ての誓約書が提出されています。このたび取得

することになった農地については、現在ある茶の木の管理を十分に行い、茶葉の収穫ができるよう育てていきますとされているものであります。

本件に関しては、特段の問題はないものと考えられますが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田孝三郎委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田孝三郎君）

推進委員の岩田です。

吉川委員の説明どおり、今後の畑の管理、あるいは周辺の畑への影響についてはないと考えますので、よろしくをお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第1号の2番は、農業経営規模拡大のための農地の取得でございます。

本案件は、令和3年1月26日の第1回農業委員会にて、農地の競売に伴う買受適格証明の審議を経て、同日、買受適格証明を出した案件でございます。その後、申請人が、裁判所の入札で最高価買受申出人となったことから許可申請に至ったものでございます。

それでは、農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。

吉川委員さんより説明がありましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は120アールとなり、50アールの下限面積要件にも合致いたします。

申請地の耕作状況は、現在茶畑であり、許可後も茶畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われまます。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

〇〇の居住する宅地には既に住宅があり、建築する余地がありません。また、ほかの所有する農地は全て農業振興地域内で農地が集団化しており、建築には不適格な土地です。当該の〇〇〇〇〇〇〇〇は、もともと〇〇〇〇〇の一部で農振農用地でしたが、現在は除外された土地で、接道条件や排水先などを考慮すると、この申請地が建築に最も適しています。つきましては、農地法第5条の転用許可を申請いたします。

理由書の内容は以上です。

3月21日に現地を見てまいりました。現地圃場は何も作付はなく、きれいな状態でした。西側と南側は、現在農地として管理されております。北側の土地は一段と高くなっており、東側は道路ですので、住宅を建築した場合、周囲農地に雨水の流入が考えられますが、その対策をしっかりとれば問題ないと思われまます。

以上のとおりですので、ご検討のほうよろしく申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

説明のとおりで問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第2号の1番については、自己用住宅の建築に伴う農地転用許可申請でございます。

申請地は、農用地区域内であったため、令和2年5月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和2年11月2日付で農用地区域から除外されております。

都市計画法においては、既存の集落内であり、区域区分日以前から〇〇が所有している土地であることから、都市計画法第34条第12号・市条例第5条第1項第2号アに合致し、同法第29条許可相当と判断されております。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

全員賛成です。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、2番を議題といたします。

担当6番、田嶋正明委員、説明をお願いします。

○農業委員6番(田嶋正明君)

担当6番、田嶋です。議案第2号、2番について説明いたします。読み上げについては、一部省略させていただきます。

譲受人、〇〇〇〇外1名。2筆。合計面積、393平米。申請理由、受人は、現在、借家に居住しているが、将来を考慮し、自己用住宅を建築すべく申請する。摘要、自己用住宅(58.75平米)。

理由書が出ていますので、読み上げさせていただきます。

私達は現在〇〇〇〇〇〇〇〇で借家住まいをしています。将来のことを考慮し、資金にも目途がついたために自己用住宅を建築したいと考えました。

私達の実家(〇〇〇〇〇〇〇〇〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇)やそれぞれの勤務先(〇〇〇〇〇〇〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇)に近接していて、ゆとりのある住環境を有することができる場所を中間点である入間市内で探していたところ、今回の土地を紹介して頂けることになりました。お互いの実家から車で約40分程度であり、今後子育てなど有事の際にはお互いに行き来できる距離であると考えます。

申請地は入間市宮寺地区の中心部周辺に位置し、保育所・小学校・郵便局等の施設が充実しているだけでなく、豊かな自然に囲まれた良好な住環境を有する場所です。また、既存集落内に存在します。

20日に宮寺地区の4人の委員と現地を視察しました。場所は、案内図のとおり県道所沢青梅線の北側にあります。今回の申請地は、先月出され承認を受けた議案の北側に位置し、東側道路から進入路を含めた申請です。また、周辺を重量ブロック3段積みで囲う計画です。この区画内には、既に1軒の住宅も建ち、周辺は住宅であり、既存集落地となっています。西側は市の所有地で、排水路300ミリヒューム管が埋設されています。周辺

農地は進入路の北側にありますが、後に住宅用地とする計画であり、除草しているだけの土地で、農地への影響はないと考えます。ご審議よろしく願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

推進委員の中村です。

ただいま田嶋委員からの説明のとおりですので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

ただいまの議案第2号の2番については、自己用住宅の建築に伴う農地転用許可申請でございます。

都市計画法に関しては、譲受人の○が市街化調整区域に20年以上居住していることから、同法第34条第12号・市条例第5条第1項第2号イに合致し、開発許可相当と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性については、10ヘクタールを超える集団農地でないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、土地購入費、建築費等の経費を○○○○で賄う計画となっており、○○○○○○○○○○○○○○○○が添付

されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、3番を議題といたします。

担当4番、久保田勝委員、説明願います。

○農業委員4番(久保田 勝君)

4番、久保田勝です。3番についてご説明申し上げます。読み上げについては、一部省略させていただきます。

借受人、株式会社〇〇〇〇。1筆。984平方メートル。申請理由、受人は、〇〇〇〇〇を営んでいるが、現在使用している資材置場が手狭となったため、敷地を拡張すべく申請する。摘要、資材置場(敷地拡張)。

理由書を一部抜粋して読み上げます。

株式会社〇〇〇〇は、〇〇〇〇〇に設立後、〇〇〇〇〇として順調に業績を伸ばし、現在年間売り上げ〇〇〇、従業員も当初の10人から20人と増加しております。

受注件数の増加などから手狭となっております。また資材の増加により作業スペースも小さくなり、順番で対応しておりますがお断りするケースもある状態です。

そのような中、現在利用地を借用している〇〇さんに相談したところ、農地転用などの目途が立てば借用を了承して頂ける事となりました。今回の申請地は現在利用地の南側であり、また当方が希望する面積となります。

加工ヤードについて現在3班で利用しているものを5班での加工作業が可能な形です。またこの敷地拡張により、受注件数や売り上げの増加も見込めます。

今回の申請にあたり、農地法や都市計画法等法令遵守の上利用することを約束いたしますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

3月19日に現地を確認してきました。申請地は、藤沢の霜原ゴルフガーデンの少し北側になり、資材置場や住宅が点在しているところです。申請地の南側が農地に隣接していますが、コンクリートブロックを積み土砂流出を防除する計画であり、特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、清水裕司委員、藤沢地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（清水裕司君）

推進委員の清水です。

久保田委員がおっしゃったとおり、何ら問題ないかと思えます。私も20日の日に久保田委員とは別々に確認をさせていただきました。どうぞご審議のほうよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

ただいまの議案第2号の3番については、〇〇〇〇〇を営む借受人が、現在利用している資材置場を敷地拡張するための農地転用許可申請でございます。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ございません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、造成費等の経費を、〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。質疑がありましたらお願いいたします。

はい、宮岡委員。

○農業委員11番（宮岡幸江君）

どのようなお仕事か、〇〇〇〇というのは分かりませんが、地面が砂利になっていますけれども、油等使うことはないのでしょうか。仕事をする上で、そういうものが排出されることはないのでしょうか。もしあれだと、砂利だと浸透することも考えられるので、その辺はいかがでしょう。

○事務局

今回の案件につきましては、借受人の方が〇〇〇〇〇ということで、実際この図面にございますが、油の積載だとか、油を使うような作業は特にないかと思いますので、砂利敷きでも支障はないかと思えます。

以上でございます。

○議長

ほかにございませんか。

よろしいですか。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定についてを議題といたします。

本議案は、各担当委員及び事務局による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに当事者借受人の氏名、筆数、合計面積、利用権種類のみを読み上げるようお願いいたします。

それでは、1番を議題といたしますが、

担当4番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員4番(久保田 勝君)

4番、久保田です。1番についてご説明申し上げます。読み上げについては、一部省略させていただきます。

借受人、〇〇〇。1筆。828平方メートル。使用貸借権。

3月19日に現地確認、21日に電話で耕作状況などを確認しました。〇〇さんは〇〇歳、就農して研修も含めると7年、〇〇〇と〇〇〇の畑で野菜栽培をされています。借受地は、東金子スポーツ広場の西側で、自宅から車で20分から25分ほどです。所有する農機具については、1.5トントラック、トラクター、管理機等そろっています。畑は耕された状態ですが、草の根がごろごろしていて、今年は耕うんをしてうまくいけば作付する予定とのことでした。

〇〇〇〇の〇〇〇さんに対する青年等就農計画認定書も添付されております。意欲もあり、利用権の設定に問題はないかと思われませんが、よろしくご審査くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、東金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

推進委員の堀井です。

久保田委員の申し上げたとおりで特段問題ないかと思われます。よろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

ただいまの議案第3号の1番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

久保田委員さんより説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は43アールであり、その農地を全て耕作しております。

今回、新たに借り受ける農地は828平方メートルで、合計51アールが経営面積となります。また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたしますが、2番から6番までは関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、2番から6番までを一括議題とします。

担当1番、友野秀一委員、説明を願います。

○農業委員1番(友野秀一君)

1番、友野です。議案3号の2番から6番までについて一括でご説明を申し上げます。
読み上げにつきましては、一部省略させていただきます。

3号の2番は、借受人、〇〇〇。筆数、1筆。面積1,487平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

続きまして、3番、借受人、〇〇〇。筆数、3筆。面積合計1,919平方メートル。
利用権種類、使用貸借権。

続きまして、4番、借受人、〇〇〇。筆数、1筆。面積1,352平方メートル。利用
権種類、使用貸借権。

続きまして、5番、借受人、〇〇〇。筆数、2筆。面積合計1,976平方メートル。
利用権種類、使用貸借権。

続きまして、6番、借受人、〇〇〇。筆数、1筆。面積348平方メートル。利用権種
類、使用貸借権。

借受人の〇〇さんは、新規就農者として〇〇〇農業会議及び〇〇〇担い手育成総合支援
協議会より、新規就農希望者経営計画支援会議設置要領と経営計画書が入間市長及び入間
市農業委員長宛てに提出されております。内容を拝見しますと、主な経歴や過去の農業
研修等の実績や今後5年間の営農計画書、また就農時の作付計画など、詳細な計画目標が
提出されておりました。

3月21日に全ての申請圃場を確認してまいりましたが、使用権貸借設定予定の各圃場
は問題なく管理されておりました。特に問題になるようなこともないと思われますので、
ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

友野委員の説明のとおりで何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

ただいまの議案3号の2番から6番までは、いずれも使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

友野委員さんより説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、今回新たに農地を借り受けることにより、7,082平方メートルが経営面積となります。

また、耕作従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、7番を議題とします。

担当7番、増田恒治委員、説明願います。

○農業委員7番（増田恒治君）

7番、増田です。議案第3号の7番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

7番、借受人、〇〇〇。筆数、1筆。面積、2,673平米。利用権種類、使用貸借権。

7番について、3月20日に金子上地区の野村推進委員と別々に耕作状況などを確認し、〇〇さんから電話にて話を伺ってきました。〇〇さんは、現在耕作面積が29アールの農家です。農業機械も、耕運機1台、軽トラック2台など、必要なものは一式保有しております。申請地は案内図のとおり、茶どころ通りの八高線踏切の西側の農地で、現在野菜畑となっておりますが、利用権設定後も引き続き野菜畑として利用する予定です。

以上、利用権設定の設定に関して問題はないと思われませんが、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

推進委員の野村です。

増田委員の説明があったとおりで問題はないと思われしますので、ご審議よろしくお願います。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第3号の7番は、使用貸借権による更新の利用権設定でございます。

増田委員さんより説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた経営面積は29アールであり、その農地を全て耕作しており、また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、8番を議題といたしますが、8番から11番までは関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、8番から11番までを一括議題といたします。

担当8番、法師励委員、説明を願います。

○農業委員8番(法師 励君)

8番、法師です。議案第3号の8番から11番について一括してご説明を申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

8番、借受人、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、703平米。利用権の設定種類、使用貸借権。

9番、借受人、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、1,420平米。利用権の種類、使用貸借権。

続きまして、10番、借受人、〇〇〇〇。筆数、2筆。合計面積、3,375平米。利用権の種類、使用貸借権。

11番、借受人、〇〇〇〇。筆数、2筆。合計面積、2,007平米。利用権の種類、使用貸借権。

8番から11番について、3月18日に野村推進委員と一緒に耕作状況などを確認し、柳原さんから電話で話を伺ってきました。5年前に新規就農した〇〇さんが利用権設定した農地の貸借権期間が終了するため、再度利用権の設定を申請するものです。

申請地は案内図のとおり、木蓮寺の茶どころ通りの南北に位置しており、現在野菜畑として利用しておりますが、利用権設定後も引き続き野菜畑として利用する予定だそうです。

以上、利用権の設定に関して問題ないと思われますので、よろしくご審議くださるよう

お願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

推進委員の野村です。

法師委員の説明のとおりで問題ないと思います。審議よろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第3号の8番から11番までは、いずれも使用貸借権による更新の利用権設定でございます。

法師委員さんより説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた経営面積は75アールであります。また、その農地を全て耕作しており、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、12番を議題といたしますが、12番と13番は関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、12番と13番は一括議題といたします。

なお、議事参与の制限の規定により、6番、田嶋正明委員には、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(農業委員6番 田嶋正明委員退席)

担当3番、吉川光彦委員、説明をお願いします。

○農業委員3番(吉川光彦君)

3番、吉川です。議案3号の12番、13番についてご説明を申し上げます。読み上げにつきましては、一部省略をさせていただきます。

12番、借受人、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、555平方メートル。利用権の種類、使用貸借権。

続きまして、13番、借受人、同じく〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、1,260平方メートル。利用権の種類、使用貸借権。

本件について、3月20日に宮寺地区4人で現地の確認をいたしました。12番の555平米は、現状茶の根が、茶の根っこが残っているものの、抜根の上、野菜畑として利用する意向であります。

13番、1,260平米は、現状茶株がこの春先にきれいに中段刈りをされ、今後の生育が期待される畑でありました。

〇〇さん〇〇歳は、耕運機、トラクター、軽トラ、普通トラック、乗用茶刈り機、乗用防除機等々、茶、野菜ともに必要な農機具を備えています。利用権の設定に問題はないと考えられますが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員(中村郁夫君)

推進委員の中村です。

ただいま吉川委員さんのご説明のとおりでありますので、自分も3月20日に現地を確認しましたところ、特に問題はないと思われますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第3号の12番と13番は、いずれも使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

吉川委員さんの説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は363アールであり、その農地を全て耕作しております。

今回新たに借り受ける農地は1,815平方メートルで、合計381アールが経営面積となります。また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

ここで、6番、田嶋正明委員の退席を解除いたします。

(農業委員6番 田嶋正明委員復席)

○議長

次に、14番を議題とします。

担当6番、田嶋正明委員、説明をお願いします。

○農業委員6番（田嶋正明君）

担当6番、田嶋です。議案第3号、14番について説明いたします。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。筆数、2筆。合計面積、1,246平米。利用権種類、貸借権。

20日土曜日に、宮寺地区4人の委員と現地を視察しました。場所は、案内図のとおり県道所沢青梅線に面した北側にあります。申請地は、宮寺農業塾の用地として利用されています。農業塾は月2回、第2、第4の木曜日の午前中に2時間程度開かれ、6月から8月には除草作業を行っています。申請地周辺は、貸付人の耕作地もあり、きれいに管理されています。今回の賃借権の更新について特に問題はないかと思えます。ご審議よろしくお願いたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いたします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

推進委員の中村です。

ただいま田嶋委員さんの説明のとおりですので、特に問題ないと思われますので、審議のほどよろしくお願します。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第3号の14番は、賃貸借による更新の利用権設定でございます。

本案件は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が就農者に農業の技術等を習得させるための研修地として農地を借り受けるものでございます。これまで、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が農地利用集積円滑化団体として実施してきた農地利用集積円滑化事業は、農地中間管理事業へ移行しましたが、今回の申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の例外規定に該当するものとして、利用権設定の更新を行うものでございます。

田嶋委員さんより説明がありましたとおり、入間市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、15番を議題といたします。

担当8番、法師励委員、説明願います。

○農業委員8番(法師 励君)

8番、法師です。議案第3号の15番についてご説明申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

15番、借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、1,175平米。利用権種類、貸借権。

15番については、3月18日に野村推進委員と一緒に耕作状況などを確認してきました。借受人は、〇〇〇〇〇〇となっておりますが、借受け後は金子農業塾で研修農地として利用する予定だそうです。申請地は、案内図のとおり桂通りの圏央道北側に位置しており、現在作付されておりませんが、利用権設定後は研修用の野菜畑として利用する予定だそうです。

以上、利用権設定の設定に関して問題ないと思われませんが、よろしくご審査くださるよ

うお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

推進委員の野村です。

ただいま法師委員の説明があったとおりで問題はないと思われますので、審議お願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第3号の15番は、賃貸借による新規の利用権設定でございます。

本案件は、先ほどの14番の案件と同じく、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が就農者に農業の技術等を習得させるための研修地として農地を借り受けるもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の例外規定に該当いたします。

法師委員さんより説明がありましたとおり、入間市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、16番を議題といたしますが、16番から20番までは関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、16番から20番までを一括議題といたします。

この議案については、初めに事務局の説明を求め、その後担当委員に説明を願います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

議案第3号の16番から20番までの案件は、貸出し希望者から埼玉県農林公社への利用権設定の決定及び埼玉県農林公社から借受け希望者への貸付け計画についての意見について、議案第3号及びこの後の議案である第4号において審議をお願いするものでございます。

それでは、議案書を読み上げさせていただきますが、件数が多いため1部読み上げを省略させていただきたいと思います。読み上げの部分は、貸付人の氏名、筆数、合計面積、利用権種類の4点とさせていただきます。

では、議案書を読み上げさせていただきます。

16番、貸付人、〇〇〇〇。2筆、計1,983平方メートル、賃借権。17番、貸付人、〇〇〇〇、1筆、708平方メートル、賃借権。18番、貸付人、〇〇〇〇、1筆、1,369平方メートル、賃借権。19番、貸付人、〇〇〇〇〇、1筆、2,968平方メートル、賃借権。20番、貸付人、〇〇〇〇、2筆、計3,784平方メートル、賃借権。

それでは、説明のほうに入らせていただきます。本案件は、農地中間管理事業に基づく利用権の設定でございます。中間管理機構である埼玉県農林公社が借り受ける農地は、所有者5名、筆数は7筆、面積は1万812平方メートルとなります。利用権種類は全筆賃借権であり、利用権の設定期間も全筆令和3年6月1日から令和13年5月31日までの10年間でございます。借賃は、10アール当たり防霜ファンが設置されている農地は〇〇〇〇〇〇〇、設置されていない農地は〇〇〇〇〇〇〇〇でございます。

次に、本議案の審議要件でございますが、一般的な農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定の場合とは異なり、農地中間管理事業で利用権を設定する

場合は同法第18条第3項第2号のただし書により、1点目としまして、入間市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合するか、2点目として、所有権を有する者の同意を得ているかの2点のみとなります。

このことを踏まえまして、本案件は入間市の定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の要件に合致しており、所有権を有する者の同意についても農地利用権設定等申出書により確認していることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

続いて、担当5番、池谷昭二委員、説明願います。

○農業委員5番（池谷昭二君）

5番、池谷です。議案第3号、第16番から20番について説明報告いたします。

去る3月22日に、西三ツ木地区及び上谷ヶ貫地区にある7筆の農地の状況を太間推進委員と確認してまいりました。19番は、きれいに耕うんされ、マルチが敷かれて茶の木の苗を定植する準備がされておりました。また、残りの6筆の農地は全て茶畑で、きれいに管理されており、今後耕作していくことに問題ないことを報告いたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、太間雅嗣委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

推進委員の太間です。

ただいまご報告がありましたように、池谷農業委員と一緒に確認しまして、問題ないと思われますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

事務局及び担当委員からの説明がありましたが、本件は農地中間管理機構である埼玉県農林公社が農地中間管理権の取得のため利用権の設定を受けるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定における要件が具備されているものと認められますので、

承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、21番を議題といたしますが、21番から23番までは関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、21番から23番までを一括議題といたします。

この議案については、初めに事務局に説明を求め、その後担当委員に説明を願います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、初めに議案書を読み上げさせていただきます。

21番、貸付人、〇〇〇〇、1筆、計1,628平方メートル、使用貸借権。22番、貸付人、〇〇〇〇、1筆、863平方メートル、使用貸借権。23番、貸付人、〇〇〇、2筆、計1,751平方メートル、使用貸借権。

それでは、説明に入らせていただきます。

議案第3号、21番から23番までの案件は、埼玉県農林公社が新規就農者のための研修地として農地を借り受けるものでございます。従前は、農地利用円滑化団体である〇〇〇〇〇〇〇〇〇が農地利用円滑化事業により農地を研修地として借り受けて、明日の農業担い手育成のための研修圃場を設けておりましたが、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正により、農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業の統合一体化されたことに伴い、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が新規就農者のための研修地を設けることとなったため、農地中間管理事業に基づく利用権の設定を行うものでございます。

農地は所有者3名、筆数は4筆、面積は4,242平方メートルとなります。利用権種類は全筆使用貸借権でございます。利用権の設定期間は全筆令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間でございます。借賃は使用貸借権ですので、なしとなっております。

本議案の審議要件でございますが、農地中間管理事業で利用権を設定する場合は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号のただし書により、1点目としまして、入間市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合するか、2点目として、所有権を有する者の同意を得ているかの2点のみとなります。

このことを踏まえ、本案件は入間市の定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の条件に合致しており、所有権を有する者の同意についても農地利用権設定等申出書により確認していることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

続いて、担当4番、久保田勝委員、説明をお願いします。

○農業委員4番（久保田 勝君）

4番、久保田です。21番についてご説明申し上げます。

3月19日に、堀井推進委員と耕作状況などを確認してきました。借受け地は、新久小学校の南西のところで、よく耕された状態でした。研修地として利用することに特に問題はないと思われまます。よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

推進委員の堀井です。

久保田委員の申し上げたとおりで特に問題ないと思われまます。よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、8番、法師励委員、説明をお願いします。

○農業委員8番（法師 励君）

8番、法師です。議案第3号の22番についてご説明申し上げます。

3月18日に木蓮寺地区にある農地の状況を野村推進委員と確認してまいりました。この1筆の農地は管理された状態で、今後研修用の普通畑として耕作していくことに問題は

ないことをご報告申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

推進委員の野村です。

ただいま法師委員の説明のあったとおりで問題ないと思われますので、審議よろしくお願いたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、担当5番、池谷昭二委員、説明お願いします。

○農業委員5番（池谷昭二君）

5番、池谷です。議案第3号、23番についてご説明申し上げます。

3月22日に、西三ツ木地区にある2筆の状況を太間推進委員と確認してまいりました。この2筆の農地について管理された状態であり、今後研修用の普通畑として耕作していくことに問題ないことを報告いたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、太間雅嗣委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

推進委員の太間です。

ただいまご報告がありましたように、池谷農業委員と一緒に確認しまして、問題ないと思われますので、よろしくお願いたします。

○議長

ありがとうございました。

事務局及び担当委員からの説明がありましたが、本件は農地中間管理機構である埼玉県農林公社が農地中間管理権の取得のため利用権の設定を受けるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

(質問してもいいですか。の声)

○議長

はい、どうぞ。

○農業委員3番(吉川光彦君)

この手の研修地って初めてですよ。もう既に研修生いて、すぐやれる状態とか、これから候補者を募るとか、その辺のこと、情報は。

○事務局

今回やり方としましては、前は〇〇〇〇〇〇さんが借りましてやっていたのですけれども、法律がちょっと変わって、今回農林公社が土地を確保して、明日の農業担い手育成塾ですか、そちら〇〇〇〇〇〇さんが主になってやっております。そちらのほうの指導等は今までどおり育成塾のほうでやりますので、研修の一応予定者が1名おまして、その方のための農地ということでございます。一応4月からです。

○農業委員3番(吉川光彦君)

それ今まで〇〇が、そういう研修をやっていたのですか。

○事務局

〇〇が、〇〇〇〇〇〇ですので、入間市だけではなくて広い、〇〇〇〇〇〇でそういうのがありまして、例えば川越だとか、所沢だとか、そういうところで募って全体でやっております。

○農業委員3番(吉川光彦君)

入間市では、この3か所が。

○事務局

そうです。この方のための研修地ということ。

以上でございます。

○議長

ほかにございませつか。

(なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

では、ここで10分間の休憩を取りたいと思います。よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時25分

○議長

それでは、会議を再開させていただきたいと思います。

再開 午前10時36分

○議長

議案のほう第4号から始めたいと思います。

議案第4号 農用地利用配分計画の案に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。

本件は、農地利用配分計画の案ですが、賃借権の設定を受ける者について事務局より説明を受け、皆様からご意見をいただいた後、計画の案に対する農業委員会の意見を集約していきたいと思います。

それでは、番号1番から7番までの案件について、事務局に説明を願います。

○事務局

それでは、初めに議案書のほうを読み上げさせていただきます。

議案第4号 農地利用配分計画の案に係る農業委員会の意見について、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、借受け申出案件（令和3年3月分）に係る農地利用配分計画の案について意見を求めるもの。

別紙1のとおり。

説明のほうに入らせていただきます。農地利用配分計画は、埼玉県農林公社が農地中間管理権を得た農地について、入間市が借り手を選定し、まとめたものでございます。市では、この農用地利用配分計画の案を作成した場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を聞くこととされているため、付議されたものでございます。

続きまして、議案第5号 入間市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動についてを議題といたします。

事務局に説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、議案書のほう読み上げさせていただきます。

議案第5号 入間市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動について。令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）。

別紙2及び別紙3のとおり。

それでは、説明に入らせていただきます。別紙2の令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）を御覧ください。1ページ目は、農業委員会の状況についての記載でございます。農林業センサスに係る面積等は2020年農林業センサスの数字がまだ出ていない状況のため、2015年農林業センサスの数字となっております。

続きまして、2ページのⅡ、担い手への農地の利用集積・集約化を御覧ください。2の令和2年度の目標及び実績については、今年度目標を157.42ヘクタールと設定したところ、認定農業者等への集積実績は166.11ヘクタールで、達成状況は目標値を上回る105.52%でございました。

続きまして、3の目標の達成に向けた活動については、活動実績は、市内農家への意向調査アンケート結果に基づき、農地の利用集積・集約化に向けた活動を行った。農業委員会だより等を活用し、利用権設定や農地中間管理事業に関する制度の周知に努めた。金子地区、宮寺・二本木地区、東金子地区で実施された農地中間管理事業に関して市長部局、県、埼玉県農林公社への情報提供等を行ったといたしました。

次に、4の目標に対する評価については、市長部局の目標と整合性を保って設定したものであり、基本構想水準到達者の集積面積を含めた集積目標は、目標値を上回って達成できたことといたしました。また、活動に対する評価を農業委員、農地利用最適化推進委員個々の活動の推進により農地利用の集積・集約化が図られた。数地区で実施された農地中間管理事業において市長部局、県、埼玉県農林公社への情報提供等を行うなど連携を図ることで事業が円滑に進められ集積面積の増加につながったといたしました。

続きまして、3ページ目のⅢ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進を御覧ください。

さい。2、令和2年度の目標及び実績については、参入目標を1経営体、参入目標面積を0.5ヘクタールと設定していましたが、参入の実績はありませんでした。

次に、3、目標の達成に向けた活動については、活動実績は情報の把握に努めたが、新たな農業者の確保にはつながらなかったといたしました。

4の目標に対する評価については、新規参入者はおらず、目標達成はできなかつたとし、活動に対する評価については、県、市及びJAとの連携を図り、新規参入に向けて新たな対策等の検討が必要であるといいたしました。

続きまして、4ページのIV、遊休農地に関する措置に関する評価を御覧ください。2、令和2年度の目標及び実績で、解消面積を2.5ヘクタールといたしました。解消実績はマイナス0.5ヘクタールで、達成状況はマイナス20%となりました。

次に、3、2の目標達成に向けた活動については、活動実績は表に記載のとおりで、2回の農地パトロール及び利用意向調査の状況を記載いたしました。

次の4の目標に対する評価については、解消した以上に新たな遊休農地が発生したため、目標値を大幅に下回った。引き続き遊休農地の解消に向け継続した活動を進める必要があるとし、活動に対する評価については、おおむね計画どおり実施し、遊休農地の把握及びその解消に努めたが、実績が伴わなかったといたしました。

続きまして、5ページ、V、違反転用への適正な対応を御覧ください。2の令和2年度実績については、違反転用の実績が0.63ヘクタールとなり、前年からの0.62ヘクタールの減となりました。

次に、3、活動計画・実績及び評価の活動実績を違反転用パトロールを2月、農地パトロールを6から7月及び9月から10月、農業委員会等による日常監視活動を随時実施するとともに、農業委員会だよりにより農地転用制度の周知に努めた。過去に違反転用された農地のうち、現在耕作されている農地は、県との調整を図り違反転用地のリストから除いたとし、活動に対する評価については、おおむね計画どおり実施し、違反転用面積に結びつけることができた。違反転用は早期発見と早期対応が重要であり、パトロール等を強化していく必要があるといたしました。

6ページから8ページについては、農地法に基づく許可事務や農地転用に関する事務等の実績となっております。

続きまして、別紙3の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の説明に

移らせていただきます。別紙3の活動計画（案）を御覧ください。

1 ページ目の説明は省略をさせていただきます。

2 ページ目、II、担い手への農地の利用集積・集約化を御覧ください。2の令和3年度の目標及び活動計画については、新規集積面積の目標値を9ヘクタールとし、活動計画は広報誌への掲載や農業委員、農地利用最適化推進委員の地域での農地利用最適化活動の中で、認定農業者、利用権の設定、農地中間管理事業に関する周知を図る。農地中間管理事業実施時に市長部局、県、埼玉県農林公社へ必要な情報の提供を行い、事業を円滑に進めるといたしました。

次に、III、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進では、2、令和3年度の目標及び活動計画において、参入目標数を1経営体とし、参入目標面積を0.5ヘクタールといたしました。活動計画は、担い手育成に取り組んでいる埼玉県、市長部局などの関連機関と連携及び情報収集を行うとともに、JAいるま野主催のいるま地域明日の農業担い手育成塾が開催する会議へ参加し、情報交換等により研修生の発掘など、育成に協力していくといたしました。

続いて、3ページ、IV、遊休農地に関する措置を御覧ください。2、令和3年度の目標及び活動計画については、遊休農地の解消面積目標を0.25ヘクタールといたしました。活動計画は、農地パトロールの時期を7月から9月とし、調査方法は、1番、事前研修を開催し、趣旨や実施方法等について意思統一を図る。2番、事前に遊休農地、納税猶予特別適用農地等を把握する。3番、市域を9地区に分け、各地区の農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員が1筆ごとに農地の利用状況を確認する。4番、利用状況調査の結果等を踏まえ利用意向調査を実施するとしました。

最後に、V、違反転用への適正な対応では、2、令和3年度の活動計画は、違反転用対策重点パトロール（12月）及び農地パトロール（7月から9月）の実施、農業委員及び農地利用最適化推進委員による日常監視活動の強化（随時）、広報誌等による農地転用制度の周知活動、違反転用者へ文書等による是正指導の継続、違反転用の是正について先進事例等の研究、検討といたしました。

以上が令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の内容についての説明となります。

目標及びその達成に向けた活動計画及び点検・評価については、農業委員会等に関する

法律第37条に基づき、農業委員会は、毎年6月30日までに農業委員会の事務の実施状況についてインターネット等で公表するものとなっております。公表までの手続については、本日この案について委員の皆様からご意見を賜ります。必要があれば修正を加えた上で、4月以降に30日間、市ホームページ上で公表し、農業者等からの意見を募集いたします。

集まった意見等は集約させていただき、5月の農業委員会で報告、内容を再検討していただき、公表する内容を最終的に決定いたします。その後、決定した内容を目標及びその達成に向けた活動計画及び点検・評価とし、改めて市のホームページで公表するとともに、国へその内容を報告するというスケジュールで進めてまいります。

以上で議案5号についての説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局の説明がありましたが、質疑ありましたらお願いいたします。

何かございませんか。

○農業委員6番（田嶋正明君）

ちょっと関連があるかどうか分からないのですが、いいですか。

○議長

はい、どうぞ。

○農業委員6番（田嶋正明君）

多分含まれないと思うのですが、この違反転用というのは、要するに転用ですから、目的を農地から別のものに変えたということです。例えば宮寺地区内でちょっと問題になっているのは、農業用倉庫というか、そういうものを本当の手続を経ないで建てたというのは、こういうところでは載らない内容なのか。

○事務局

田嶋委員さんがおっしゃられている倉庫につきましては、ちょっと本日この後、総会が終わった後、宮寺・二本木地区の委員さんとお話をする案件でございますが、農地法上は特に支障が、2アール以下のものということなのではございますが、ただ、農地法のほかに農

業振興地域の法律ですとか、あと都市計画法とかも絡む関係で、農地法だけちょっといいという、同じものに対してほかの法律も適用されますので、それだけはいいいというような形にはちょっとならないのですけれども、ただ、今回のこちらの違反転用の経緯としましては、やはり農地法はあくまでも駄目なものであれば載せなくてはならないのですけれども、ちょっとその辺のものについては、農地法は特に、そこまで指導はできない可能性があるのですけれども、ほかの法令がある関係でちょっと問題だということですので、農地法の違反ということで、やはり県に報告とか出しているものがこの面積、例えば是正中とかという、まだその辺が本人が是正するという、またそういうものもございまして、是正する見込みがないものをちょっと県のほうに報告させていただいているものがこの面積でございます。

以上でございます。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

何を言わんとしたかということ、要は違反転用されたものを発見して是正しろといっても、なかなか難しいです。だから、その辺のところ、情報をいかに有効に利用するかということがあると思うのです。何かしらの情報があれば、それをどんどん進んで進めて未然に防止するという措置もあるのかなと。ちょっと詳しくは言えないのですけれども、後でまた皆さん集まってからその辺の話はしたいと思うので。

○事務局

未然に防止する方法としましては、本人が農地法のことを知らないでやってしまうというのがありますので、農業委員会だよりとかにその辺のものを載せたりですとか、あとそういう窓口とかで相談があった場合は、こういうものは許可が必要ですと、そういうお話はしているのですけれども、啓発の部分です。あと、実際は委員の皆様の方が日常見ている、これはおかしいかなというものを事務局のほうに連絡していただいたものに対して、その辺を当事者のほうに話をしているような状況でございます。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

なかなか紙での情報って見ない人もいるし、今金子地区において人・農地プランという形で進められていると思うのですけれども、その地区の人の話合いという場をもってやるということですが、そういうことがどんどん進んでいけば、周知にはつながっていくのかなと思うのだけれども、今の状況の延長線ではなかなか周知が難しいのかなと思う

のですけれども。だから、せっかく進めようとしている人・農地プランというところが、どこかにそういうふうな推進というものが入る項目があれば、分からないですよ、違反転用だけではなくて、要するに農業者とか、そういう人との話合いで周知が徹底できて、是正できるような項目があれば、そういうのをどこかに、どこというのは今ちょっと言えないのですけれども。

○事務局

人・農地プランの中となりますと、やはり集積・集約化の部分が人・農地プランというのは主なものになります。ただ、そういった違反の話というのを人が集まったときに、そういうものを広めていくというのも一つの方策だとは思いますが、この中に入れられるかちょっと検討させて……

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

だから、私違反転用のところにといいことで言っていたわけではないのです。だから、集約化のところでもどこでもいい。

○事務局

では、違反転用に限らずということですか。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

そうそう。

○事務局

分かりました。ちょっとその辺が……

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

人・農地プラン推進というところが、ほかのところにつながってくるのではないかなと思って。

○事務局

それであれば、集積・集約化の中にその辺のものを、ちょっと2年度の点検・評価のほうはもう済んでしまったものですから、人・農地プランができたということですので、3年度の計画のほうにちょっと入れさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長

よろしいですか。

ほかに何かご意見ございませんか。

(なし。の声)

○議長

では、ほかに意見はないようでしたら、本件について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

それでは、議案第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第6号 入間市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは、初めに議案のほうを読み上げさせていただきます。

議案第6号 入間市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について。

別紙4のとおり。

それでは、説明に入らせていただきます。初めに、農地利用最適化推進委員1名の選任が必要になった経緯についてご説明させていただきます。以降の説明では、農地利用最適化推進委員は推進委員と読み替えさせていただきます。

金子地区を担当する推進委員は3人の定員でありましたが、昨年10月下旬に1名の欠員が生じました。このため、入間市農業委員会の農地利用最適化推進委員委嘱に関する要綱に基づき、金子地区を担当区域とする推進委員1名の募集を行うこととなりました。募集の案内は、市報令和3年1月1日号、市公式ホームページにおいて周知を行いました。また、推薦、公募の申込み受付は令和3年1月21日から2月25日までの期間で行いました。この募集により、1名の方の推薦がありました。応募した方はおりませんでした。

推進委員の募集人数と推薦者数は同数でありました。推進委員の候補者は、別紙4に記載の方でございます。

農業委員会等に関する法律第19条第3項において、農業委員会は推進委員の委嘱に当たっては、推薦及び募集の結果を尊重しなければならないとの規定がありますので、別紙4のとおり推薦のあった方を推進委員として選任、決定することについてご審議いただき

たく願ひするものでございませう。

なほ、本日選任いただいた場合は、4月1日付で委嘱する予定でございませう。

以上、説明とさせていただきます。

○議長

ただいま事務局より説明がありましたとおり、欠員でありました金子地区の農地利用最適化推進委員の1名の選任を行います。

募集人数と候補者の人数が同数であることから、候補者を農地利用最適化推進委員として選任することとしたいと思いますが、質疑ありましたら願ひいたします。

(なし。の声)

○議長

では、採決いたします。

賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございませう。

このことから、1名の欠員でありました金子地区は、豊泉隆氏を入間市農業委員会の農地利用最適化推進委員として選任することに決定しました。

なほ、農地利用最適化推進委員への委嘱については、4月1日付で委嘱いたします。

続きまして、議案第7号に移ります。

議案第7号 入間市農業委員会の農地利用最適化推進委員委嘱に関する要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

事務局に説明をお願いします。

○事務局

初めに、議案を読み上げさせていただきます。

議案第7号 入間市農業委員会の農地利用最適化推進委員委嘱に関する要綱の一部を改正する要綱について。

別紙5のとおり。

それでは、説明をさせていただきます。市では、市長公約の一つである判子レスに関して、入間市押印見直しに関する方針を策定し、市民等に押印を求める手続について見直し

を進めてきました。また、国においては内閣府が令和2年12月18日に、地方公共団体における押印見直しマニュアルを示し、地方自治体も国と同様に押印の見直しを積極的に進めることとされております。その後、市では市内の押印見直し結果を集約し、市長部局においては、押印見直しに関する方針に基づき、新たな規則を制定し対応することとなりました。

一方、農業委員会が告示する要綱である入間市農業委員会の農地利用最適化推進委員委嘱に関する要綱に係る押印の見直しは、市長部局での対応に含まれないため、農業委員会で別途対応する必要があるため、本日議案として審議をお願いするものでございます。

改正内容は、入間市農業委員会の農地利用最適化推進委員委嘱に関する要綱の様式1、2、3、皆様のお手元のほうに要綱のコピーのほうを配らせていただいておりますが、そのものをちょっと御覧いただければと思います。

様式1、2、3、これにつきましては農地利用最適化推進委員を募集する際に農業委員会へ提出する推薦書、個人用及び団体用並びに応募申込書となりますが、この書類の押印部分、丸印部分を削除するものでございます。改正後は、様式1から様式3までの書類への押印は不要となります。なお、本要綱改正に係る例規審査等の手続は済んでおります。

今後のスケジュールといたしましては、本日議案のとおりご決定いただいた際には、速やかに本要綱の改正についての告示を行い施行となります。告示日は4月1日を予定しております。

以上が概要説明となります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局の説明がありましたが、質疑ありましたらお願いいたします。

○農業委員4番（久保田 勝君）

これ今回出たのは、今回募集したからなのか。

○事務局

市の内部で今、国のほうもそうなのですが、判子を押すことを書類から、サインとかそういうので済ませるということで、判子、押印のほうを押すことがないということで見直しをしております、そちらの要綱についてはその流れのもので、今回の募集

とは別でございます。ですので、これ以降、募集とかがあった場合は判子が要らないということになります。

以上でございます。

○農業委員 4 番（久保田 勝君）

それに関連して、推進委員とは別に農業委員の募集要項も同じような様式になっているかと思うのですが、

○事務局

農業委員のほうは、市の方の規則で市長部局の方で対応ですので、今回の中に含まれておりません。

以上でございます。

○議長

ほかにございますか。

（なし。の声）

○議長

ほかに意見はないようでしたら、本件について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

それでは、議案第 7 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、報告事項に入ります。

農地法第 3 条の 3 の規定による届出については 3 件、同法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出については 1 件、同法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出については 5 件、それぞれ入間市農業委員会事務局事務専決規程第 3 条の規定により専決処分され、同規程第 5 条により報告第 1 号、第 2 号及び第 3 号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は全て終了いたしましたので、委員会を閉会し、協議会に切り替えます。

閉会 午前 11 時 11 分